

林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律
案要綱

第一 林業改善資金助成法の一部改正

一 題名を「林業・木材産業改善資金助成法」とすること。

(題名関係)

二 林業改善資金を、林業・木材産業改善措置(林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。)を実施するのに必要な次に掲げる資金に改め、林業・木材産業改善資金とすること。

- (一) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (二) 造林に必要な資金
- (三) 立木の取得に必要な資金
- (四) 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で

農林水産大臣が指定するもの

(第二条第一項関係)

三 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならないものとする。

(第七条及び第八条関係)

四 都道府県は、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う銀行等の融資機関に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行えることとし、その場合に、政府は、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県が行う事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができるものとする。

(第三条第二項関係)

五 農林漁業信用基金は、農林漁業信用基金に出資している木材卸売業者等が、この法律の定めるところにより貸し付けられる林業・木材産業改善資金を融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務を保証することができるものとする。

(第十七条関係)

第二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正

林業経営改善計画の認定を受けた者が当該認定に係る林業経営の改善のための措置を実施するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）を調達するのを円滑にするため必要な資金の供給の事業を行う都道府県に対し、農林漁業信用基金は当該事業に必要な資金を貸し付けることができるものとする。 （第六条第一項第二号関係）

第三 農林漁業信用基金法の一部改正

農林漁業信用基金は、林業・木材産業改善資金助成法に基づく債務保証を行うことができるものとする。 （第一条第一項及び第二十七条第一項第四号関係）

第四 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

一 独立行政法人農林漁業信用基金は、林業・木材産業改善資金助成法に基づく債務保証を行うことができるものとする。 （第三条第一項及び第十二条第一項第五号関係）

二 独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営改善計画の認定を受けた者に対し造林等に必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うのに必要な費用に充てるため、長期借入金をするすることができるものとする。 （附則第十条関係）

第五 その他

- 一 この法律は、平成十五年七月一日から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第一条関係)